第

3 3 6 0

뭉

REÂDAS

U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 9月 20日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 減価償却資産

A:一定の資産で、棚卸資産や繰延資産以外のものが対象になります。

【解説】

税法では、次の資産を減価償却資産としています。ただし、棚卸資産に該当する資産や 繰延資産に属するものは除かれます。

また、事業の用に供していないもの及び時の経過によって価値の減少しないものは減価 償却の対象にはなりません。

① 有形固定資産

- ・ 建物及び付属設備
- 構築物
- ・ 機械及び装置
- 船舶
- 航空機
- ・ 車両及び運搬具
- ・ 工具、器具及び備品

② 無形固定資産

- 鉱業権、漁業権、水利権等
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、 ソフトウェア、営業権、育成者権
- · 専用側線利用権、水道施設利用権、電機通信施設利用権等

③ 生物

- 牛馬等
- 果樹等







